

令和 8 年第160回
香美町議会（定例会）議案書

令和 8 年 8 月 27 日

香 美 町

令和8年第160回香美町議会(定例会)議案目次

- 議案第 84号 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて(令和8年度香美町一般会計補正予算(第3号))
- 議案第 85号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 86号 町営境住宅及び境自治会集会所解体工事の請負契約を締結することについて
- 議案第 87号 香美町有償旅客運送条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 議案第 88号 香美町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 議案第 89号 令和7年度香美町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90号 令和7年度香美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91号 令和7年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92号 令和7年度香美町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 令和7年度香美町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94号 令和7年度香美町町立地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95号 令和8年度香美町一般会計補正予算(第4号)
- 議案第 96号 令和8年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 97号 令和8年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 98号 令和8年度香美町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 99号 令和8年度香美町公立香住病院事業企業会計補正予算(第1号)
- 議案第100号 令和8年度香美町水道事業企業会計補正予算(第2号)
- 議案第101号 令和8年度香美町下水道事業企業会計補正予算(第1号)

議案第 8 4 号

専決処分をしたものにつき承認を求めることについて

令和 8 年度香美町一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

香美町一般会計予算について、予算執行の過程において補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分したものについて報告し、承認を求めるものである。

専決第5号

専 決 処 分 書

令和8年度香美町一般会計補正予算（第3号）について、町議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年8月17日

香美町長 浜 上 勇 人

令和8年度香美町一般会計補正予算（第3号）

令和8年度香美町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,557千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,293,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月17日専決

香美町長 浜 上 勇 人

(一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 寄附金		1,413,385	1,000	1,414,385
	1. 寄附金	1,413,385	1,000	1,414,385
19. 繰入金		2,050,868	2,557	2,053,425
	1. 基金繰入金	2,050,868	2,557	2,053,425
歳入	合 計	16,290,315	3,557	16,293,872

(歳 出)					(単位：千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
2. 総 務 費		3, 268, 606	3, 557	3, 272, 163	
	1. 総 務 管 理 費	3, 099, 068	3, 557	3, 102, 625	
歳 出 合 計		16, 290, 315	3, 557	16, 293, 872	

議案第 85 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | | |
|--------|---------------------------------------|--|
| 1 住 所 | 香美町村岡区 | |
| 2 氏 名 | <small>ひがし がき むつ こ</small>
東 垣 睦 子 | |
| 3 生年月日 | | |

（提案理由）

人権擁護委員 東垣睦子氏 の任期が、令和 9 年 3 月 31 日をもって満了するので、引き続き同人を推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 86 号

町営境住宅及び境自治会集会所解体工事の請負契約を締結すること
について

このたび町営境住宅及び境自治会集会所解体工事を施工するにあたり、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年香美町条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 町営境住宅及び境自治会集会所解体工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 56,320,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町香住区香住 779 番地の 1
株式会社中村建設
代表取締役 中村 裕二 |

（提案理由）

町営境住宅及び境自治会集会所が老朽化したため、施設の解体撤去を行うものである。

議案第 87 号

香美町有償旅客運送条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町有償旅客運送条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

村岡区内及び小代区内を運行する香美町民バス 4 路線について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号に基づく自家用有償旅客運送を実施することに伴い、香美町有償旅客運送条例（令和 2 年香美町条例第 15 号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町有償旅客運送条例の一部を改正する条例

香美町有償旅客運送条例（令和２年香美町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の７号を加える。

(6) 大人 中学生以上の者をいう。

(7) 小人 小学生をいう。

(8) 幼児 小学校就学前の者をいう。

(9) 障害者等 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に基づく精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）に基づく療育手帳の交付を受けた者（身体障害者手帳の交付を受けた者にあつては、その介護人を含む。）をいう。

(10) 定時定路線運行 あらかじめ定められた路線、運送時刻及び乗降場所において、定期的に乗合運送を行う形態をいう。

(11) 予約型定路線運行 あらかじめ定められた路線、運送時刻及び乗降場所において、旅客運送を利用する者の需要に応じて、乗合運送を行う形態をいう。

(12) 予約型区域運行 あらかじめ定められた区域内における、あらかじめ定められた乗降場所において、路線及び運送時刻を定めず、旅客運送を利用する者の需要に応じて、乗合運送を行う形態をいう。

第３条の見出し中「路線」を「路線等」に改め、同条中「路線」を「路線等」に改め、「別表第１」の次に「及び別表第２」を加える。

第７条第２項第１号中「別表第２」を「別表第３から別表第８まで」に改め、同項第２号中「別表第３」を「別表第９」に改め、同項第３号中「別表第４」を「別表第１０」に改める。

別表第１から別表第４までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

旅客運送の路線等（香住区内）

路線名	実施地区	起点	終点	運行形態
香住市街地線	香住地区	香住駅	香住駅	定時定路線運行
佐津柴山線	佐津地区	相谷	香住駅	定時定路線運行(一部で予約型定路線運行)
	柴山地区			
奥佐津線	奥佐津地区	奥佐津地区内	佐津駅 香住地区内	予約型定路線運行
余部線	余部地区	余部地区内	香住地区内	予約型定路線運行
長井線	長井地区(村岡区境を含む。)	村岡区境	香住病院	定時定路線運行

別表第2 (第3条関係)

旅客運送の路線等 (村岡区内及び小代区内)

路線名	起点	終点	運行形態
村岡境線	村岡病院	村岡区境	定時定路線運行
兎塚線	高坂	殿町	定時定路線運行
射添線	粗岡	板仕野	定時定路線運行
小代線	小代区内	小代区内	予約型区域運行(一部で定時定路線運行)

別表第3 (第7条関係)

普通旅客運賃の区分及び額 (香住区内)

区分		運賃の額
別表第1に規定する旅客運送の実施地区内で利用する場合	大人	150円
	小人	50円
	幼児	無料
	障害者等	大人 50円
		小人 無料

別表第1に規定する旅客運送の実施地区を越えて利用する場合	大人		200円
	小人		100円
	幼児		無料
	障害者等	大人	100円
		小人	無料

別表第4（第7条関係）

普通旅客運賃の区分及び額（村岡区内及び小代区内）

区分			運賃の額
別表第2に規定する旅客運送の路線で利用する場合	大人		別表第5から別表第8までに定める普通旅客運賃の額
	小人		別表第5から別表第8までに定める普通旅客運賃の額を2で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）
	幼児		無料
	障害者等	大人	別表第5から別表第8までに定める普通旅客運賃の額を2で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）
		小人	無料

別表第4の次に次の6表を加える。

別表第5（第7条関係）

普通旅客運賃の額（村岡境線）

別表第6（第7条関係）
普通旅客運賃の額（兎塚線）

別表第7（第7条関係）
普通旅客運賃の額（射添線）

																	祖岡区																			
																	熊波区		300																	
																	丸味区		400	350																
																	和佐父区		250	300	400															
																	用野区		300	400	450	450														
																	峠口		300	200	250	200	350													
																	和田西		150	300	200	250	200	350												
																	川会(診療所)		150	150	250	150	200	250	400											
																	新町		250	300	300	200	350	400	450	550										
																	村岡地域局		150	250	300	300	200	350	400	450	550									
																	殿町		150	150	250	300	300	200	350	400	450	550								
																	商店街		150	150	150	250	300	300	200	350	400	450	550							
																	村岡		150	150	150	150	250	300	300	200	350	400	450	550						
																	村岡病院		150	150	150	150	150	300	350	350	200	350	400	450	550					
																	大糠上		150	150	150	150	150	150	350	400	400	250	400	450	500	650				
																	相田		250	200	250	250	250	250	250	450	450	450	300	450	500	550	700			
																	神坂		150	250	200	250	250	250	250	250	450	450	450	300	450	500	550	700		
																	萩山		150	150	250	200	250	250	250	250	250	450	450	450	300	450	500	550	700	
																	板仕野		150	150	150	250	200	250	250	250	250	250	450	450	450	300	450	500	550	700

別表第8 (第7条関係)

普通旅客運賃の額 (小代線)

																	町営秋岡																				
																	新屋		200	210																	
																	町営茅野		200	210																	
																	平野上		200	240	240																
																	平野下		200	200	240	240															
																	寒山		200	200	200	270	260														
																	小学校前		200	200	200	200	270	260													
																	野間谷		200	200	230	230	270	360	410												
																	小代橋		200	200	200	210	210	240	290	320											
																	町営役場前		200	200	200	200	210	210	240	290	320										
																	おじろん		200	200	200	200	200	210	210	240	290	320									
																	診療所		200	200	200	200	200	210	210	240	290	320									
																	水間口		200	200	200	200	250	240	240	290	290	320	370	380							
																	猪之谷		200	250	250	250	250	290	280	280	330	330	370	450	440						
																	神場		200	250	300	300	300	300	350	340	340	390	390	430	470	490					
																	小代大谷		300	250	200	200	200	200	200	200	200	210	210	240	290	300					
																	小代小学校前		200	350	290	230	200	200	200	200	200	200	220	220	260	300	300				
																	町営鍛冶屋		260	300	480	430	370	300	300	300	330	300	360	380	380	340	240	210			
																	佐坊		200	280	330	500	460	390	330	330	330	360	330	390	410	410	370	270	240		
																	町営東垣		200	200	260	300	480	430	370	300	300	300	340	310	370	390	390	350	250	220	
																	久須部		420	450	380	210	200	350	300	240	200	200	200	240	220	240	290	290	330	370	350

別表第9 (第7条関係)

回数旅客運賃の区分及び額

区分	運賃の額
1 1 枚つづり回数乗車券	普通旅客運賃の額に 1 0 を乗じて得た額

別表第 1 0 (第 7 条関係)

定期旅客運賃の区分及び額

区分	運賃の額
1 か月定期乗車券	普通旅客運賃の額に 4 4 を乗じて得た額に 0 . 7 を乗じて得た額 (その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
3 か月定期乗車券	普通旅客運賃の額に 4 4 を乗じて得た額に 0 . 7 を乗じて得た額に 3 を乗じて得た額に 0 . 9 5 を乗じて得た額 (その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
6 か月定期乗車券	普通旅客運賃の額に 4 4 を乗じて得た額に 0 . 7 を乗じて得た額に 6 を乗じて得た額に 0 . 9 を乗じて得た額 (その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の香美町有償旅客運送条例 (以下「新条例」という。) 第 6 条の規定による回数乗車券及び定期乗車券の発行に必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の香美町有償旅客運送条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 88 号

香美町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の施行に伴い、香美町税条例（平成 17 年香美町条例第 72 号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町税条例の一部を改正する条例

香美町税条例（平成17年香美町条例第72号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「次条第1項において同じ。」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特

定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第６３条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以降」に改める。

附則第７条の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３

項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2に次の1項を加える。

- 4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得税の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡金額等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は4項」に改める部分に限る。）、

附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定 令和10年1月1日

- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第2項及び第4項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の香美町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の香美町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第3号に掲げる規定による改正後の香美町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

4 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以降の年度分の個人の町民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 89 号

令和 7 年度香美町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度香美町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 7 年度香美町一般会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 90 号

令和 7 年度香美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和
7 年度香美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて
別冊により、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 7 年度香美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定を求
めるものである。

議案第 9 1 号

令和 7 年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和
7 年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を
付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 7 年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算について、認
定を求めるものである。

議案第 9 2 号

令和 7 年度香美町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度香美町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 7 年度香美町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 93 号

令和 7 年度香美町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度香美町財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 7 年度香美町財産区特別会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 9 4 号

令和 7 年度香美町町立地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度香美町町立地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 7 年度香美町町立地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

令和8年度香美町一般会計補正予算（第4号）

令和8年度香美町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,581,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和8年8月27日提出

香美町長 浜 上 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金		37,000	3,081	40,081
11. 地方交付税	1. 地方特例交付金	36,000	3,081	39,081
14. 使用料及び手数料		6,870,000	153,433	7,023,433
16. 県支出金	1. 地方交付税	6,870,000	153,433	7,023,433
17. 財産収入		117,403	2,100	119,503
18. 寄附金	1. 使用料	88,962	2,100	91,062
19. 繰入金	2. 県補助金	880,995	750	881,745
20. 繰越金		344,050	750	344,800
21. 諸収入	2. 財産売却収入	36,797	2,666	39,463
22. 町債		1,871	2,666	4,537
	1. 寄附金	1,414,385	1,000	1,415,385
		1,414,385	1,000	1,415,385
	1. 基金繰入金	2,053,425	△207,372	1,846,053
		2,053,425	△207,372	1,846,053
		50,000	321,957	371,957
	1. 繰越金	50,000	321,957	371,957
		407,576	7,954	415,530
	4. 雑入	374,051	7,954	382,005
		975,700	1,600	977,300
	1. 町債	975,700	1,600	977,300
歳入	合計	16,293,872	287,169	16,581,041

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		106,626	529	107,155
	1. 議会費	106,626	529	107,155
2. 総務費		3,272,163	204,883	3,477,046
	1. 総務管理費	3,102,625	202,986	3,305,611
	2. 徴税費	104,540	△644	103,896
	3. 戸籍住民基本台帳費	55,554	2,541	58,095
3. 民生費		3,200,879	48,096	3,248,975
	1. 社会福祉社費	2,219,284	30,670	2,249,954
	2. 児童福祉社費	981,475	17,426	998,901
4. 衛生費		1,494,495	1,289	1,495,784
	1. 保健衛生費	1,182,250	△2,742	1,179,508
	2. 清掃費	312,245	4,031	316,276
6. 農林水産業費		852,219	△610	851,609
	1. 農業費	553,563	△549	553,014
	3. 水産業費	82,298	△61	82,237
7. 商工費		1,382,197	11,720	1,393,917
	1. 商工費	1,382,197	11,720	1,393,917
8. 土木費		1,687,394	11,122	1,698,516
	1. 土木管理費	144,112	97	144,209
	4. 住宅費	65,588	2,799	68,387
	6. 都市計画費	650,100	956	651,056

(一般会計)

(一般会計)

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消費	7. 水道費	133,541	7,270	140,811
	1. 消費防費	612,750	3,310	616,060
10. 教育		612,750	3,310	616,060
		1,623,654	6,830	1,630,484
	1. 教育総務費	244,275	△5,910	238,365
	2. 小学校費	208,806	1,849	210,655
	3. 中学校費	239,693	1,810	241,503
	4. 幼稚園費	133,421	6,539	139,960
歳出合計	5. 社会教育費	333,394	△485	332,909
	6. 保健体育費	464,065	3,027	467,092
		16,293,872	287,169	16,581,041

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正		前		補正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
字限図スキヤニング事業	4,400	証書借入 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は当該見直し 後の利率)	公的資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により、据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還若しくは 低利に借換えすること ができる。	0	補正前と 同じ	補正前と 同じ	補正前と 同じ
消防施設整備事業	9,800				13,000			
香住B&G海洋センター整備事業	12,800				15,600			

(一般会計)

令和 8 年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度香美町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,029 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,407,211 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 27 日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 県 支 出 金		1,535,986	4,500	1,540,486
	1. 県 負 担 金	1,535,986	4,500	1,540,486
5. 繰 入 金		161,596	8,312	169,908
	1. 他 会 計 繰 入 金	154,168	7,512	161,680
	2. 基 金 繰 入 金	7,428	800	8,228
歳 入 合 計		2,024,713	12,812	2,037,525

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		51,056	7,512	58,568
	1. 総務管理費	47,356	7,512	54,868
2. 保険給付費		1,411,253	4,500	1,415,753
	1. 療養諸費	1,197,587	4,500	1,202,087
7. 諸支出金		19,198	800	19,998
	1. 償還金及び還付加算金	1,861	800	2,661
歳出	合 計	2,024,713	12,812	2,037,525

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金	金	20,325	△17	20,308
	2. 他会計繰入金	18,749	△17	18,732
歳入	合 計	29,500	△17	29,483

(歳 出)

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1. 総	務費		22,568	△17	22,551
		1. 施設管理費	22,568	△17	22,551
	歳出合計		29,500	△17	29,483

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		56,151	△91	56,060
	2. 他会計繰入金	44,174	△91	44,083
歳入	合 計	144,900	△91	144,809

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		127,649	△91	127,558
	1. 施設管理費	127,649	△91	127,558
歳出	合計	144,900	△91	144,809

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		8,305	△675	7,630
	1. 基金繰入金	8,305	△675	7,630
歳入	合計	147,900	△675	147,225

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		65,858	△1,141	64,717
4. 施設整備費	1. 施設管理費	65,257	△1,141	64,116
		67,829	466	68,295
	1. 施設整備費	67,829	466	68,295
歳 出 合 計		147,900	△675	147,225

令和8年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度香美町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,730千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ439,644千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月27日提出

香美町長 浜 上 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		96,805	4,015	100,820
	1. 一般会計繰入金	96,805	4,015	100,820
5. 繰越金		1	4,715	4,716
	1. 繰越金	1	4,715	4,716
歳入	合計	430,914	8,730	439,644

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		46,726	4,015	50,741
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	2. 徴 収 費	44,833	4,015	48,848
		383,088	4,715	387,803
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	383,088	4,715	387,803
歳 出	合 計	430,914	8,730	439,644

令和8年度香美町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度香美町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,622,389千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月27日提出

香美町長 浜 上 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		598,998	1,381	600,379
	2. 国庫補助金	224,760	1,381	226,141
4. 支払基金交付金		596,887	804	597,691
	1. 支払基金交付金	596,887	804	597,691
5. 県支出金		342,532	523	343,055
	2. 県補助金	22,878	523	23,401
7. 繰入金		502,677	77,592	580,269
	1. 一般会計繰入金	490,044	14,873	504,917
	2. 基金繰入金	12,633	62,719	75,352
歳入	合 計	2,542,089	80,300	2,622,389

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		170,309	4,096	174,405
	1. 総務管理費	115,849	4,551	120,400
	3. 介護認定審査会費	53,231	△455	52,776
3. 地域支援事業費		234,756	△12,292	222,464
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	101,088	1,329	102,417
	2. 一般介護予防事業費	11,530	44	11,574
	3. 包括的支援事業・任意事業費	121,920	△13,665	108,255
4. 基金積立金		810	25,277	26,087
	1. 基金積立金	810	25,277	26,087
6. 諸支出金		935	63,219	64,154
	1. 償還金及び還付加算金	935	63,219	64,154
歳出	合 計	2,542,089	80,300	2,622,389

令和8年度 香美町公立香住病院事業企業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度香美町公立香住病院事業企業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 病院事業収益	1,371,626千円	入 23千円	1,371,649千円
第2項 医業外収益	235,940千円	23千円	235,963千円
第2款 介護老人保健施設収益	251,278千円	△ 240千円	251,038千円
第2項 事業外収益	58,007千円	△ 240千円	57,767千円
第3款 訪問看護ステーション収益	33,953千円	△ 164千円	33,789千円
第2項 事業外収益	11,927千円	△ 164千円	11,763千円
〔 合 計 〕	1,661,720千円	△ 381千円	1,661,339千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 病院事業費用	1,389,560千円	出 2,524千円	1,392,084千円
第1項 医業費用	1,361,248千円	2,191千円	1,363,439千円
第2項 医業外費用	24,311千円	333千円	24,644千円
第2款 介護老人保健施設費用	274,055千円	2,764千円	276,819千円
第1項 事業費用	272,765千円	2,764千円	275,529千円

第3款	訪問看護ステーション費用	37,057千円	△ 8,028千円	29,029千円
第1項	事業費用	36,706千円	△ 8,028千円	28,678千円
第4款	居宅介護支援事業費用	7,325千円	△ 4千円	7,321千円
第1項	事業費用	7,297千円	△ 4千円	7,293千円
〔 合 計 〕		1,707,997千円	△ 2,744千円	1,705,253千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,105,802千円	△ 3,091千円	1,102,711千円

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第9条中「345,256千円」を「344,875千円」に改める。

令和8年8月27日提出

香美町長 浜 上 勇 人

令和8年度 香美町水道事業企業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和8年度香美町水道事業企業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度香美町水道事業企業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入	第1款 水道事業収益	536,740 千円	9,983 千円	546,723 千円
	第1項 営業収益	359,349 千円	3,180 千円	362,529 千円
	第2項 営業外収益	177,389 千円	6,803 千円	184,192 千円
（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出	第1款 水道事業費用	618,552 千円	2,352 千円	620,904 千円
	第1項 営業費用	579,546 千円	2,352 千円	581,898 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	70,828 千円	7,442 千円	78,270 千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第9条中「82,112千円」を「89,382千円」に改める。

令和8年8月27日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（水道事業企業会計）

令和8年度 香美町下水道事業企業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度香美町下水道事業企業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度香美町下水道事業企業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入	第1款 下水道事業収益	1,349,535 千円	△ 799 千円	1,348,736 千円
	第2項 営業外収益	1,008,286 千円	△ 799 千円	1,007,487 千円
（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出	第1款 下水道事業費用	1,163,220 千円	1,162 千円	1,164,382 千円
	第1項 営業費用	1,029,081 千円	1,162 千円	1,030,243 千円

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入	第1款 資本的収入	648,606 千円	400 千円	649,006 千円
	第3項 負担金等	2,000 千円	400 千円	2,400 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	44,233 千円	897 千円	45,130 千円

（他会計からの補助金の補正）

第5条 予算第9条中「698,480千円」を「699,377千円」に改める。

令和8年8月27日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（下水道事業企業会計）